

令和6年度事業計画

1 基本方針

働き方の多様化の進展により、フリーランス・事業者間取引適正化等法が国会において令和5年4月可決成立し、特定業務委託事業者（発注者）と特定受託事業者（会員）間の取引の適正化や、会員の保護を図るため業務委託の際、就業条件の明示等が義務化されることにより、安心・安全な就業環境が整備されます。

このため、センターで扱う業務委託において会員に対する就業条件の明示等が求められることになるため、より効率よく発信するにはデジタル機能を用いた方法が必須事項となってきます。

そのためには、会員のデジタル分野においての苦手意識を取り除くと共に、デジタル技術を活用する能力の向上に向けた取り組みを図り、早期にセンターと会員のコミュニケーションツールをオンラインで完結できるようより一層、事務の効率化・簡素化を図り、より安定的な事業運営を進めまいります。

又、シルバー人材センターは、地域社会の期待に応えるため、会員の拡大、魅力あるセンターを作り、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するべく、シルバーの根幹事業である請負の就業に加えて、労働者派遣事業による働き方を推進し、多種多様な就業形態を的確に捉えるなどの就業機会の確保を図る必要があると考えます。

令和6年度においても、橋本市シルバー人材センターの基本理念であります「自主・自立・共働・共助」の精神を守り、会員一人ひとりが、センターの一員としての自覚を持ち、発注者に対し誠実に、そして責任を持って信頼に応えていってこそ、シルバー人材センターの信用を高めることになります。

このことが、これから新たな仕事の受注に繋がっていくと確信し、今後も適正就業をより一層遵守し、会員役職員一体となり積極的に取り組むとともに増加傾向にある事故の防止、安全の確保に努めます。

以上のことを踏まえ、次の事業を実施します。

2 実施計画

(1) 組織運営体制の強化

- ア 常任委員会による事業運営の強化を図る。
- イ 自主・自立を目指す地域班の強化を図る。
- ウ 共働・共助を基本に連帯意識と親睦を基調とした職群班を必要に応じて編成し設置を図る。
- エ 事務局体制の強化を図る。

(2) 会員の確保と未就業会員の対策

- ア 新会員の確保については、センターホームページの充実や、1会員1人紹介運動キャンペーン及び各種イベントに積極的に参加し、センターのPR、啓発活動、勧誘活動を実施し、会員の入会促進を図る。また、会員のスキルアップのための研修の実施や退会抑制の一策として会員相互の結びつきを強くするための交流を図る。
- イ 未就業会員については、就業機会を提供するために各種講習会への参加や希望職種等を再調査並びに就業先情報をSMSなどを活用し、就業参加できるよう努める。

3 センター事業の普及・啓発活動

- (1) シルバー事業が市民の皆様に認識・理解されるようチラシ・パンフレット等の配布、ホームページの随時更新を励行し、普及啓発活動の推進を図る。
- (2) 広く地域社会の支持を得るため、会員による奉仕活動を展開し地域社会への浸透を図る。

4 安全就業・適正就業の推進

シルバー人材センター事業の主旨目的は、健康で働くことを通じた生きがいづくりにあり、「安全と健康」は、会員本人はもちろんのこと家族や仲間にとっても最も重要なことであるため、事故防止・安全確保の強化に努め、安全委員会を中心として推進を図る。

また、就業分野の拡大及び就業形態の多様化により厚生労働省が作成した「適正就業ガイドライン」の徹底を図るとともに適正就業の推進を図る。

- ア 会員が安心して就業できるよう、安全意識に対する意識の普及の徹底、事故防止とする安全パトロールの安全巡回の実施、さらに安全講習会を開催し、高揚をめざす。

イ 講習会の開催

- ① 草刈機安全操作講習会
- ② けが防止講習会
- ③ 剪定講習会
- ④ 普通救命講習会

ウ 適正就業ガイドラインにより、会員・職員及び発注者に対して、適正就業の周知を図る。

5 デジタル技術の活用推進

シルバー事業において、デジタル技術を活用した事業展開を図っていくことで会員をはじめとする地域の高齢者が社会のデジタル化から取り残されない取組を推進する。

6 職業紹介事業及び労働者派遣事業の推進

公益社団法人和歌山県シルバー人材センター連合会が実施する労働者派遣事業・職業紹介事業の実施事務所として、高齢者の多様な就業形態に対応する就業機会の確保・提供に努める。

7 その他

関係機関との連絡調整

シルバー人材センター事業円滑化を図るため橋本市をはじめとする官公庁、和歌山県シルバー人材センター連合会等関係機関との連携強化に努める。